

## 第 10 防災防火対象物、防災物品

### 1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第 8 条の 3、令第 4 条の 3 で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、規則第 4 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する貯蔵槽に該当する。

(2) 防災規制を指導する防火対象物の部分等

ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防火対象物以外の用途部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、「昭和 50 年消防予第 41 号、消防安第 41 号」通知により、みなし従属された飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

エ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

(3) 防災規制を受けない防火対象物の部分等

高層建築物以外の防災防火対象物のうち、住居部分が他の用途上、構造上区分されている場合の当該住居部分の防災物品

### 2 防災対象物品

(1) 法第 8 条の 3 第 1 項、令第 4 条の 3 第 3 項の防災対象物品には、次の物が含まれるものであること。

ア 仕切に用いられる布製のアコーディオンドアカーテン・衝立て

イ 室内装飾のため壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね 1 m 以上のもの

エ 映写用スクリーン

オ 展示会場で用いられている合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク 人工芝

(2) 次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが 2 m<sup>2</sup>以下のじゅうたん等(一辺 30 cm 程度で正方形のマット状のもの等は、継ぎ合わせた状態の大きさとする)

第 10 防災防火対象物、防災物品

- イ 高層建築物で、消防安第 49 号又は消防予第 170 号の特例基準に適合する共同住宅等の住居部分に使用されるじゅうたん等
- ウ 接着剤等で床に貼られ床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- エ 畳
- オ じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- カ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- ク 外壁にそって垂れ下がっている広告幕
- ケ のぼり
- コ シャワーカーテン

(3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料、建基令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料及び建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料に該当する合板

**3 防災表示の方法**

(1) 防災ラベルの表示方法

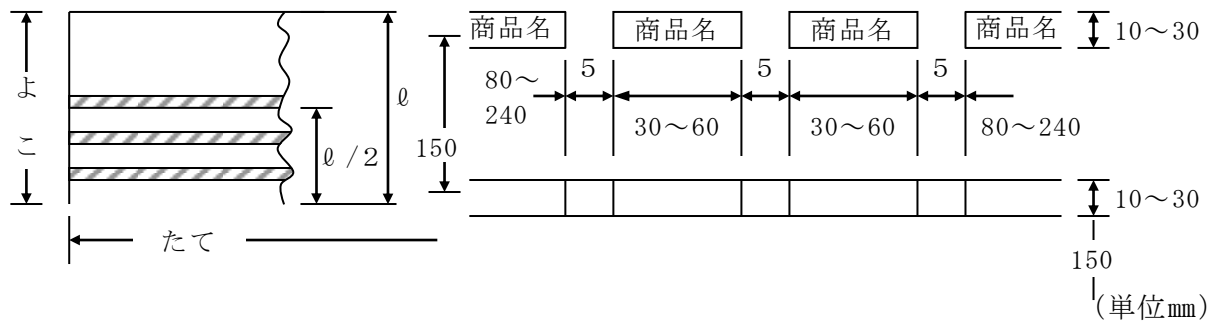
防災物品の種類に応じ、消防法施行規則第 4 条の 4 第 1 項に定める防災ラベルの表示方法は、次によるものとする。

表示方法 防災物品の種類		縫 付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン及び暗幕	耐洗濯性能を有するもの	○			
	耐洗濯性能を有しないもの		○		
じゅうたん等			○		釘打ち○ ピン止め
布製ブラインド		○	○		
合板			○		
どん帳その他舞台部において使用する幕		○	○		
工事用シート	メッシュシート等の 溶着の困難なもの	○			
	上記以外のもの	○			溶着○
防災対象物品（合板を除く。）の材料			○	○	

- 備考 ア 合板については、(2)に掲げる裏面表示を合わせておこなうこと。  
 イ 工事用シートへの溶着については、(3)に掲げる方法で溶着用ラベルの剥離強度を確認すること。

(2) 合板の裏面表示

合板が防災性能を有することを示す表示については、その使用上の実態からみて、表面に表示するラベル表示のみでは不十分であることから、裏面にも次の方法による表示を行うこと。



- 備考 ア 「防災」の文字は、消防法施行規則別表第1の2の2様式によるものであること。  
 イ 文字の色は「赤色」とすること。  
 ウ 裏面の形状が、平滑でないもの（例えばハードボード類）に限って幅1cmの赤色の線にかえることができるものであること。

(3) 溶着用防災ラベルの剥離強度の確認方法

上記(1)により防災ラベルを溶着によって付す場合には、防災ラベルを溶着した状態について、JISK6328(ゴム引布)に準拠する測定方法で、必要な剥離強度を有することを確認すること。